別表十四(二)
「26」又は「42」欄に記載があり、措置の適用を受ける場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

寄附金の損金算入に関する明細書

事業年度	・・ ・・	法人名	

別表十四(二) 令六・四・一以後終了事業年度分

公益法人等以外の法人の場合					公益法人等の場合			
一般寄附	支出した寄附金	指定寄附金等の金額 (41の計)	1	円	損金算入	支出した寄附金	長期給付事業への繰入利子額	25	円
		特定公益増進法人等に対する寄附金額 (42の計)	2				同上以外のみなし寄附金額	26	
		その他の寄附金額	3				その他の寄附金額	27	
		計 (1)+(2)+(3)	4						
		完全支配関係がある法人に対する寄附金額	5						

「26」欄

認定特定非営利活動法人に対する寄附金の損金算入等の特例(認定特定非営利活動法人がみなし寄附金を支出した場合)を適用している場合
① 「租税特別措置法の条項」欄:「第66条の11の３第１項」
② 「区分番号」欄:「00393」
③ 「適用額」欄:「26」欄の金額

(注) **公益法人等にみなし寄附金がある場合には、「26」欄を記載することになりますが、本特例は、認定特定非営利活動法人を対象としているものですので、認定特定非営利活動法人以外の法人は、適用額明細書に記載しないでください。**

特定公益増進法人等に対する寄附金の特別損金算入限度額の計算	寄附金支出前所得金額の $\frac{6.25}{100}$ 相当額 (8)×$\frac{6.25}{100}$	14		計算	長期給付事業を行う共済組合等の損金算入限度額 ((25)と融資額の年5.5%相当額のうち少ない金額)	33	
	期末の資本金の額及び資本準備金の額の合計額又は出資金の額の月数換算額の $\frac{3.75}{1,000}$ 相当額 (11)×$\frac{3.75}{1,000}$	15			損金算入限度額 (31)、((31)と(32)のうち多い金額)又は((31)と(33)のうち多い金額)	34	
	特定公益増進法人等に対する寄附金の特別損金算入限度額 ((14)+(15))×$\frac{1}{2}$	16			指定寄附金等の金額 (41の計)	35	
特定	…に対する寄附金の損金算入額 …(16))のうち少ない金額)	17			国外関連者に対する寄附金額及び完全支配関係がある法人に対する寄附金額	36	

「42」欄

認定特定非営利活動法人に対する寄附金の損金算入等の特例(認定特定非営利活動法人等に対して寄附金を支出した場合)を適用している場合
(1) 認定特定非営利活動法人に対する寄附金の場合
① 「租税特別措置法の条項」欄:「第66条の11の３第２項」
② 「区分番号」欄:「00394」
③ 「適用額」欄:「42」欄の金額のうち「寄附先又は受託者」欄に「認定特定非営利活動法人」の記載があるものの合計額
(2) 特例認定特定非営利活動法人に対する寄附金の場合
① 「租税特別措置法の条項」欄:「第66条の11の３第２項」
② 「区分番号」欄:「00424」
③ 「適用額」欄:「42」欄の金額のうち「寄附先又は受託者」欄に「特例認定特定非営利活動法人」の記載があるものの合計額

計

特定公益増進法人若しくは認定特定非営利活動法人等に対する寄附金又は認定特定公益信託に対する支出金の明細

寄附した日又は支出した日	寄附先又は受託者	所在地	寄附金の使途又は認定特定公益信託の名称	寄附金額又は支出金額 42
				円
計				

その他の寄附金のうち特定公益信託(認定特定公益信託を除く。)に対する支出金の明細

支出した日	受託者	所在地	特定公益信託の名称	支出金額
				円